

## つばさ訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 芳英会が設置するつばさ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 1) ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。  
2) ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。  
3) ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の運営)

第3条 1) ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。  
2) ステーションは、訪問看護を提供するにあたり、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### (事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称：つばさ訪問看護ステーション

所在地：千葉県市川市曾谷6-3-1

### (職員の職種、職員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1) 管理者：看護師若しくは保健師1名とする。管理者は、所属職員を指揮・監督し適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同敷地内にある他の事業所、施設などの職務に従事することができるものとする。
- 2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師  
常勤換算 2.5名以上（内1名は常勤とする。）
- 3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数  
\*必要に応じて雇用し配置する。訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

### (営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- 1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。また、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日迄、お盆3日間を除く。
- 2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとり、必要時訪問とする。

### (利用時間及び利用回数)

第7条 1) ステーションが行う訪問看護の提供時間は1日1回につき30分から1時間30分程度（介護保険利用者の場合）または30分から1時間30分（医療保険利用者の場合）を基準とする。  
2) 利用者による訪問看護の利用は、1週3日を限度とする。但し、末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。  
3) 前2項の規定に関わらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は当該計画に定めるものとする。

### (訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- 1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

### (訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次の通りとする。

- 1) 療養上の世話  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- 2) 診療の補助
- 3) リハビリテーションに関すること。
- 4) 家族を支援に関すること。家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

### (緊急時における対応方法)

第10条 1) 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。  
2) 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医へ報告しなければならない。

(利用料など)

第11条 1) ステーションは基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。

(1) 医療保険（健康保険法または老人保健法）

健康保険法または老人保健法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の負担とする。

2) ステーションは、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の各号に該当する時はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

但し、居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づくものを除く。

① 第6条第1項（1）（2）で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合。（医療保険利用者のみとする）

② 第7条第1項で定めた1時間30分を超えた場合

③ 訪問看護と連携して行われる死後の処置

3) ステーションは、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費、おむつ代等に要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険を適用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常業務の実施地域を越える場合に限る。

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、市川、市川南、大洲、新田、大和田、東大和田、菅野、平田、南八幡、八幡、鬼高、鬼越、東国分、中国分、国分、北国分、国府台、真間、須和田、曾谷、堀之内、大野町、南大野、若宮、下貝塚、宮久保、奉免町、北方、本北方、北方町、中山、松戸市（秋山一部地域・高塚新田一部地域・紙敷一部地域）とする。

また、事情によっては、それ以外の地域であっても相談に応じます。

(相談・苦情対応)

第13条 1) ステーションは、利用者からの苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対する。

2) ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 1) ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2) ステーションは、前項の事故の状況及び事故際して取った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3) ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。（虐待防止に関する事項）

第15条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待防止等の為、次の措置を講ずるものとする。

1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

2) 成年後見制度の利用支援

3) 苦情解決体制の整備

4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修会の設置

5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第16条 ステーションは、サービスの提供にあつたては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という）を行わないものとする。

1) ステーションは、やむを得ず人体拘束等を行う場合には、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な項目を記すものとする。

2) ステーションは、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果について従業員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化の為の指針の整備

(3) 従業員に対する身体拘束等の適正化の為の研修会の実施

(その他運営について留意事項)

第17条 1) ステーションは、社会的使命を充分認識し職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後3ヶ月以内の初任研修

(2) 年1回の業務研修

2) 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3) ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療記録は5年間とする）

(附則)

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

(附則)

変更後のこの規程は、平成29年3月8日から施行する。

変更後のこの規定は、平成30年1月1日から施行する。

変更後のこの規定は、令和6年3月1日から施行する。